

JICA環境社会配慮ガイドラインの 名古屋におけるパブリックコンサルテーションの論点

1月30日(金)、名古屋においてJICA環境社会配慮ガイドラインに関するパブリックコンサルテーションが開催されました。7名の参加者が規定の時間を超える熱心な議論を行ないました。参加者の質問、コメント、提案を整理し、論点としてまとめました。第3回フォローアップ委員会の資料として送付します。

◎ 情報公開について

情報公開と住民参加は、援助案件による環境と社会への不可逆的な影響を避けるためのセーフガード政策の遵守を確保するための重要な2本の柱であると考えます。

情報公開については、ガイドライン(案)本文「I. 基本的事項-1. 4環境社会配慮の基本方針」の(重要事項6)において「説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、相手国政府の協力の下」積極的に行うと規定されている。情報公開の意義は説明責任、ステークホルダーの参加確保にとどまらず、政策決定過程をオープンにし、多様な意見を取り入れるための重要な機能としての位置づけが必要である。

しかしながら、ガイドライン案における情報公開の位置づけは「相手国政府の協力の下」という制限の下に置かれている。(重要事項6)及び「II-2. 1情報の公開」をつぎのように修正することを提案する。

提案1:

1. 4環境社会配慮の基本方針

(重要事項6: 情報公開を行う)の文言をつぎのように修正する。

「JICAは、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するために、環境社会配慮に関する情報公開を積極的に行う。」

理由: 情報公開はステークホルダーはじめ広く市民社会と対話するために必要な活動であり、そのことをとおして透明性と説明責任を確保することにつながる。情報公開は相手国の協力の有無にかかわらず、自らの意思と判断と責任において行なうべきものであるため、そのことをここに重要事項として意思表示する必要がある。

(提案1は後日文章化し電子メールにて送付した。)

提案2:

2. 1情報の公開

第1項と第2項とを入れかえる。

第1項においてはまずJICAとしての情報公開への姿勢を示す必要がある。案では相手国政府の原則を記述しており、第1義的に示されるべきJICA自身の責任があいまいになっている。

相手国政府の情報公開の取組みへの言及は第2項において示されるべきである。

◎ 緊急時の措置について

提案3:

自然災害の復旧や紛争後の復旧・復興支援など環境社会配慮の手続を実施する余裕のない時の例外的な措置として、審査諮問機関に諮問するという規定が新たに設けられた。災害救援や災害復旧が緊急を要することは理解できるが、紛争後の復旧・復興支援が特別緊急を要するとは思えない。

今回のイラク復興支援の場合を考えても、無償資金協力の実施にあたっては、地域の文化、宗教、部族構成など慎重に対応しなければならない要素が多い。紛争後の復旧・復興支援については、環境社会配慮に必要な手続を省略すべきではない。

◎ 審査諮問機関について

提案4:

中央省庁、都道府県などが設置している諮問委員会などの審査諮問機関の委員は要件を満たす専門家が

選定されているが、専門家としての機能を必ずしも十分に発揮していない委員会も多い。審査諮問機関における審議・決定が形式的にならないための仕組み、防護策が必要である。

具体的には、(1) 外部の専門家の要件、選定基準を明確にし、選考過程を公開すること、(2) 審査諮問機関における議論を公開し、オブザーバの参加を認めることを提案する。

◎ 異議申し立て制度について

提案5 :

ガイドラインの不遵守に関する異議申し立てへの対応を行なう組織のあり方、運用の仕方など具体的な制度の骨格について、内容を公開し、パブリックコンサルテーションの開催、パブリックコメントの募集を行ない、透明性とアカウントビリティを確保した方法で制定すること。

2004年2月17日

フィリピン情報センター・ナゴヤ
西井和裕